避難所開設・運営マニュアル

木島平村 令和2年12月

目 次

٠.			
は	"	$\lambda \wedge$	1.7
Val	しっ	ひノ	1

i	避難所開設の基本方針	•	•	•	•	•	4
ii	一次避難所開設の流れ	•	•	•	•	•	5 ~
	水害、土砂災害、その他災害時						
	地震発生時						
::: 111	一次避難所の運営	•	•	•	•	•	7 ~
iv	二次避難所開設の流れ	•	•	•	•	•	9 ~
v	二次避難所の運営	•	•	•	•	•	1 1
	(開所2日目から約3週間程度までの期間)						
vi	二次避難所の運営	•	•	•	•	•	1 2
	(3週間目以降)						
vii	二次避難所各活動班の役割	•	•	•	•	•	1 3

(参考)

- 安全確認チェックリスト表(基本版)
- 避難所開設チェックリスト
- 避難者名簿

はじめに

○本マニュアルは、長野県の避難所マニュアル策定指針、木島平村地域 防災計画等を参考に、避難所を運営するための必要最低限の事項をまと め、避難所の運営方法と避難の長期化に伴う住民ニーズの変化から、い つ・誰が・何を | すべきか記載したものです。

○本マニュアルを活用する場合、各避難所においては、地域や避難所となる施設の実情に合わせて適宜内容を見直し、追加・修正する必要があります。

i 避難所開設・運営の基本方針

住民の自治による避難所の開設・運営

災害時は、村職員の被災などによる行政機能の低下や、人命救助等の応急対策の実施により、 行政等の対応が遅れることがあります。また、村職員が避難所の運営に全面的に従事するとなれ ば、他の災害対応業務が停滞し、結果的に被災住民が不利益を被る恐れもあります。

このため、避難所の運営は、地域コミュニティの場として、住民自治による迅速な取組を行う ことが重要で、自主的に避難所運営に関わることで、よりいっそう良好な避難所生活を送るため の環境づくりを進めることができます。

指定避難所(一次)

安否確認など各地区単位を対象として避難ができる施設(地区公会堂など)。

- ⇒ 各地区(自主防災組織)が開設・運営
- ⇒ 対象者:各地区

指定避難所(二次)

- 一次避難所が使用できない場合や、大規模災害等で、ある一定期間の避難生活を行う ことができる施設(小学校・体育館など)。
 - ⇒ 村が開設・管理
 - ⇒ 対象者:全村

※避難行動については、「木島平村避難行動マニュアル」を参照してください。災害の規模や種別によっては、避難所開設から閉鎖までの流れは大きく異なります。日ごろから、災害発生時の状況を想定した準備をしましょう。



ii 一次避難所(地区公会堂等)開設の流れ

≪水害、土砂災害、その他災害時≫

警戒レベル $1 \sim 2$ ※気象庁等が発表する大雨注意報などの情報により今後の状況に注意するレベル

① 地区(自主防災組織)は、気象庁が発表する注意報や警報、役場からの情報等に注意し、 避難所の状況を確認し、防災対策など災害時に備える。

警戒レベル 3~4

- ② 村災害対策 (警戒) 本部設置・自主避難所の開設・各地区への情報伝達
 - ↓ (区長等へ情報共有)
- ③ 各地区の避難方法等により一次避難所の開設(区本部の設置)
 - ↓ (避難者受け入れ準備)
- ④ 避難準備・高齢者等避難開始発令(二次避難所(指定避難所)の開設)
 - ↓ (屋外スピーカー、音声告知端末等による一斉放送、高齢者等避難開始)
- ⑤ 消防団や関係支援団体(民生児童委員等)と要配慮者等の避難支援・誘導を行う。 ※状況により二次避難所への誘導



- ⑥ 避難勧告・避難指示(緊急)発令 ※警戒レベル4危険な場所から全員避難
 - ↓ (避難者受け入れ・安否確認)
- ⑦ 住民の避難状況・安否確認状況・被害状況等について確認する。避難者名簿の作成、村対 策本部への情報伝達。二次避難所への誘導。
- ※基本的な流れとなります。災害の状況により異なりますので、安全確保をする中で臨機応変な 対応をお願いいたします。
- ※太枠が地区(自主防災組織)の動きになります。

※参考:長野県避難所運営マニュアル策定指針より

		発令時の状況	とるべき行動
警戒	避難準備·高	人的被害の発生する可能	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要す
レベル	齢者等避難開	性が高まった場合に発令	る人は避難を開始してください。また、周り
	始	されます。	の人は支援を始めてください。
3~4	避難勧告	人的被害の発生する可能	・通常の避難ができる人は避難行動を開
		性が明らかに高まった場	始してください。
(大雨警		合に発令されます。	「安全な場所に全員避難」
報・洪水	避難指示	人的被害の発生する危険	・避難行動中の人は速やかに避難を完了
警報·土	(緊急)	性が非常に高いもしくは発	させてください。
砂災害		生した場合に初いされま	・外が危険な場合は、自宅や近くの建物の
警 戒 情		す。	2 階等に避難し、屋内で安全を確保してく
報など)			ださい。

≪地震発生時≫

震度4以下

① 地区(自主防災組織)は、住民からの通報や被害を確認した場合は村へ報告する。

(※長い時間揺れたり、複数回連続して発生する場合などは上記によらず地区内を確認ください)

震度5弱以上

- ① 村災害対策(警戒)本部設置・各地区への情報伝達
 - ↓ (屋外スピーカー・音声告知端末等による一斉放送 全員避難)
- ② 1 区本部の設置(避難所施設の安全確認・建物内使用可否)
 - 2 一次避難所の開設(※初期避難、安否確認等、屋外への一次集合場所)
 - 3 住民の避難・安否確認・被害状況の確認(要配慮者の支援)
 - 4 村本部への情報伝達
 - ▲ (避難者受け入れ準備 ※施設の安全が確認できていること)
- ③ 家屋の損傷、ライフラインの途絶などにより住宅での生活困難な避難者の受け入れ。(避難者名簿の作成)
 - , (屋外スピーカー・音声告知端末等による一斉放送、二次避難所の開設)
- ⑤ 二次避難所への誘導 (要配慮者や家屋の倒壊などにより一定期間の避難生活が見込まれるもの)



- ⑥ 一次避難所の運営
- ※基本的な流れとなります。災害の状況により異なりますので、安全確保をする中で臨機応変な 対応をお願いいたします。
- ※太枠が地区(自主防災組織)の動きになります。



- ●避難所の開設を決定したら
- (1)避難所の開錠(市町村、施設管理者、住民との取り決めによる円滑な開錠)
- (2)施設の安全確認(避難所として安全に利用できるか、可否を判断する)
- (3)避難所のレイアウトの検討(3㎡/人、要配慮者や感染症に配慮する)
- *(4)避難者の受入れ(要配慮者、ペットの取扱い、車中泊者の確認)
- (5)運営体制づくり(応急対応が落ち着いてきた段階で班編成を行い、避難者も参加した運営体制)
- ↓ ~ 住民による自主的な運営 ~
- (6)閉鎖

・※参考:長野県避難所運営マニュアル策定指針より

iii 一次避難所(地区公会堂等)の運営

村では、村内すべての地区公会堂等を避難所に指定しています。また、耐震診断により「震度 6 強クラス」の地震での耐震性の評価も行っています。地震発生時は、まず施設の安全を確認する ことが重要です。

評 点	内 容	地区施設
1.5 以上	倒壊しない	柳久保
1.0 以上~1.5 未満	一応倒壊しない	池の平・高石・上千石・中島
0.7 以上~1.0 未満	倒壊する可能性がある	
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	その他 21 地区

※洪水時等は浸水想 定区域にある避難所 は使用できません。 災害の種別によって 避難所の開設と運営 も異なりますので注 意が必要です。

【避難所の運営】

(1) 避難所の運営のための組織づくり

避難所の運営は、該当地区(自主防災組織)が中心となって自主的に運営する。

秩序ある生活をする避難所を一定期間管理運営するために、地区(自主防災組織)による避難 所の運営を行う。避難者も、その一員として避難所の運営にあたるものとする。

(2) 運営体制



地区(自主防災組織)

統括者 情報班 避難誘導班 救出救護班 実働班

地区の組織や大きさ、 避難者の人数等によっ て兼務・その他業務が 必要になります。

【運営の手順】

(会長・副会長)

一次避難所は、各地区により以下の手順に沿って自主的な運営を行う。(当手順では便宜上その役割を、「統括者」「情報班」「避難誘導班」「救出救護班」「実働班」としているが、実際の運営は各組織の実情で対応するものとする。)

ア 災害に対する事前の心構え

地区に配備されている資機材の整備点検、操作方法の確認により常に稼働できる状態を保つと ともに、災害時の使用方針を決定しておく。また、資材の在庫状況を確認し、必要と思われる物 を可能な限り用意しておく。

住民に対しては、数日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出袋の準備や防災訓練を通じ、「自らの命を守る」ための意識向上を促す。また、日頃より高齢者・障がい者等の災害時要配慮者と意思疎通をはかり、災害時における支援方法の確立に努める。

イ 避難所の安全点検

避難所開設の流れに従い、別紙「安全チェックリスト表」を用いて、避難所とする建物内外の

安全を確認してから施設を開放し、避難者の受け入れ準備及び受入れを行う。以降、地区(自主 防災組織)の長を避難所運営の統括者とする。

ウ 避難者の把握と報告

情報班は、施設入り口付近に受付を設置、避難者名簿を作成、その実態を把握し、住民の避難 状況、安否確認状況、被害状況等について村災害対策本部へ報告する。

エ 不足資材等の連絡

統括者は、不足する資材があれば村災害対策本部に連絡する。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報班は、村災害対策本部やラジオ等から入手した情報を整理し、掲示板等を利用して避難者 に提供する。

カ 災害時要配慮者へのケア

救出救護班は、平時より高齢者・障がい者等の災害時要配慮者を把握し、避難に特段の配慮が必要な場合や一次避難所での対応が困難場合は、速やかに村災害対策本部と協議し、その指示に従う。

キ 二次災害の防止

避難誘導班は引き続き施設内外の安全確認を行い、避難所の運営継続に支障が確認される場合は、村災害対策本部に報告し判断を仰ぎ、避難者の安全確保を念頭に他の避難所等への移動などの対策を迅速に行う。

ク 避難者の持参品等について

避難者は、個人の健康維持に必要な食料品、飲料水、常服薬などや、衣類、紙おむつ、洗面道具などの生活用品、その他個人で必要と思われる物品について、各自で持参、管理する。

ケ 感染症対策等

避難者は、感染症対策のために「在宅避難」「知人・親戚宅への避難」緊急避難場所での「車中泊」など、避難行動にも3密を避けた「分散避難」を心掛ける。ただし、それらが難しい場合はためらわずに避難所へ避難する。その際には、マスク、体温計、消毒液など持参し可能な限り感染症対策に努める。一次避難所では、世帯ごとに区画を設け、個人間で2m程度の距離をとることが望ましいが、これらが難しい場合は、別部屋の使用や避難所の広さを最大限に生かした区画設置を行う。また、全員にマスク着用を徹底させ、換気を心掛ける。

発熱等の体調不良者がいる場合には村災害対策本部に連絡する。

コ その他

本手順を各避難所で使用する際は、避難所となる公会堂等の施設の実情に合わせて内容を見直 し、適宜修正追加等を行うものとする。

iv 二次避難所(村体育館等)開設の流れ

二次避難所の開設は、発生する災害の種別により大きく異なります。台風など予測ができるものについては、早い段階で村職員が準備を行い開設しますが、突発的な災害に対しては行政機能が麻痺し、避難者の協力を得て開設する必要があり、以下に基本的な事項について記載します。

【手順 ① 施設の開錠等】

村災害対策本部長(村長)が、避難所の開設を判断し、原則として村職員が、施設管理者の協力を得て行う。

【手順 ② 避難所の開設準備】

村職員と避難所に集まった避難者の代表を中心に早急に次の作業にとりかかる。その際住民が自主的に避難するのは、施設敷地内(例:駐車場、校庭)にとどめ、建物内への立ち入りは原則禁止する。

ア 開設方針の確認

村災害対策本部から開設指示が出ていることを確認する。

イ 開設準備への協力要請と避難者の安全確保

避難者に対して、当面の運営協力を呼びかける。

- ・施設の安全が確認されるまで、駐車場等での待機を呼びかける。
- ・開設準備の協力要請を行う。

ウ 避難所の安全点検

村職員及び施設管理者は、別紙「安全確認チェックリスト表」を用い、施設の安全確認を行い、 必要に応じ、代替手段の確保や復旧支援の要請、落下・転倒しそうなものがあれば撤去する。点 検の結果、安全性に不安があるときは、村災害対策本部に連絡する。

エ 機材・避難所開設準備品の確認

備蓄・保管されている機材等の状況を確認する。

- ・避難所開設準備品を受付設置場所に運ぶ。
- ・居住スペース用ブルーシート、仕切り等を避難所内に運び入れる。
- ・停電や夜間の避難の場合、発電機・投光器を設置する。

オ 利用室内の整理・清掃

破損物等の片付けを行う。

カ 避難所利用範囲等の確認

避難所として利用できる範囲を確認する。

- ・立ち入り禁止の看板設置
- ・居住スペースのレイアウト、区画表示 開設準備品の中にある、巻尺、養生テープを使い、区画を決める。
- ・ブルーシート、仕切り等を配置

キ 居住組の編成

可能であれば、施設外に待機している避難者の居住地区も確認し、区画割当ての参考にする(天候・時間帯による)。

ク 受付設置

筆記用具・避難者名簿の準備、検温、手指消毒薬の設置

ケ 避難所看板設置

【手順 ③ 村災害対策本部への報告(第1報)】

避難所を開設したら、速やかに村災害対策本部に設置完了の報告をする。

ア 住民への避難所開設の広報

村災害対策本部は、二次避難所が設置されたことを地域の住民に防災無線等により周知、広報する。

【手順 ④ 避難者の受入れ・名簿登録】

施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。

ア受付

世帯単位で記入してもらう(高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う)。 多人数が集中した場合は、世帯主氏名、避難家族人数、要配慮者の有無等の基礎的な内容だけでも記入してもらい、 避難者全員の名簿への記入は後日となることもやむを得ない。

イ 避難所内の割当て・誘導

受付で、できるだけ地域ごとにまとまるように区画を割当て、割当てた区画を名簿に記入する。 避難所避難者の増減、状況の変化により、避難所内で場所の移動があることを周知する。

【手順 ⑤ 居住スペースの設置】

ア 段ボールベッドの設置

段ボールベッドが届き次第、避難者全員で協力し、組立てを行い、要配慮者、高齢世帯の居住 スペースから設置を行う。

v 二次避難所の運営 (開所2日目から約3週間程度までの期間)

避難が長期化する場合、村職員の業務も応急対策から早期復旧業務へ移行し、避難所の運営についても自主的な運営にシフトしていく必要があり、二次避難所開設直後の混乱状態が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりに取りかかります。

数世帯を一つの単位とした「共同生活班」を編成し、活動班を作ります。

【避難所の運営体制づくり】

ア 共同生活班の代表選出

各共同生活班では、班長と各活動班の代表者を決める。 班長は交替制にするなど個人の負担が 偏らないように注意する。 村職員はできる限り支援にあたる。

イ 代表・副代表・各活動班の設置

避難所内で発生する様々な作業を行うため、各共同生活班より選出された代表者により、次のような活動班を作る。

※避難者の中で下表のような体制を作り、避難者全員が協力して運営します。

区分	役割	備考			
代表者	全体の総括	1人			
副代表者	代表の補佐	1~2人 (兼務や代替可)			
総務班	連絡調整の窓口	1~2人 (兼務や代替可)			
広報班	情報収集と情報提供	1~2人(兼務や代替可)			
管理班	避難者の把握、施設の管理	1~2人(兼務や代替可)			
衛生班	感染症予防、衛生管理				
救護・福祉班	要配慮者への対応、被災者の健康管理		ルまなっと好っ v		
食料・給水班	食料・水の調達と提供、炊き出し		代表等の指揮のも		
物資班	物資調達と提供、在庫管理	とで避難者が従事			
ボランティア班	ボランティア要請	_			

ウ 避難所運営会議の開催

村災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルールの決定・変更、避難所での課題・問題への対処など避難所運営を円滑に進めるため、村の職員含め毎日時間を定めて 1回以上開催する。

避難所運営会議

代表・副代表 村担当職員等

各班班長

施設管理者等

災害対策本部

社会福祉協議会 ボランティアセンター

vi 二次避難所の運営 (3週間目以降)

【避難所運営会議の開催】

避難所内の状況を把握し、出席者相互の意見交換を行い、必要事項を協議・決定するなど、引き続き運営会議を開催する。

【活動班の再編成】

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や班の再編成を行う。

【避難所内での場所の移動】

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、避難場所の移動を行う。



vii 二次避難所 各活動班の役割

【代表者・副代表者】

ポイント

- ・避難所の設置・運営が避難者の負担を少しでも軽減できるものとなるよう、 協力、連携の 下、各種調整を行いましょう。
- ・各班の総括を行うとともに、関係機関、施設管理者、避難所代表組織等との連絡調整や申 し合わせ等が円滑に行われるよう、各班への指揮を行いましょう。
- ・浸水・土砂災害リスクのある避難所を運営する場合、雨量や水位等の防災情報の収集に努めるとともに、避難所内においても安全な場所の確認(垂直避難等)や、他の避難所への避難を検討しましょう。

ア 各班の総括、関係機関との連絡調整

避難所の状況を把握した上で、必要事項を協議・決定するとともに、各班への指示を行う。

イ 施設管理者及び村災害対策本部等との連絡調整 (総括)

ウ 管理・運営の申合せ (総括)

避難所の管理・運営に当たり、施設管理者や村災害対策本部と申合せ事項について確認し、避 難所内で情報共有するよう各班への指示を行う。

(例)トイレの利用方法、ごみの収集・搬出方法、食料・物資の配分方法、起床・消灯時間の取り 決め、避難所施設内の防犯・巡回体制、建物内の火気の取扱い、屋外スペースの取扱い(ペット 飼育場所、喫煙場所、子どもの遊ぶスペースの確保)等

エ 要配慮者等への配慮(総括)

高齢者や障がいのある人など避難生活に配慮が必要な人に対して、各々のニーズに応じ、配慮 して運営に当たるよう各班の指示を行う。

また、避難所を運営しているスタッフについても、心身に過度の負担が生じないよう配慮する。

【総務班】

ポイント

- ・代表者の指示のもと、各班や関係機関との連絡調整、会議の段取り等を行いましょう。
- ・避難所代表組織と調整を図るほか、避難者の意見や要望を受け付けましょう。

ア 各班との連絡調整

各班の活動が円滑に進むよう連絡調整を行う。

また、必要に応じて会議のための資料を作成する。

イ 会議の準備と開催、記録

避難所運営に関する連絡会議を開催し、必要に応じて会議の記録を作成する。

- ①避難所運営会議の開催(参加者:代表者、副代表者、各活動班長、共同生活班長、避難所担当村職員、施設管理者等)
- ②班別会議の開催(班ごとのスタッフの話し合い(必要な内容は避難所運営会議で報告、協議))

ウ 村災害対策本部及び関係機関との連絡調整

代表者の指揮により、各班からの要請事項を整理し村災害対策本部へ連絡する。

エ 運営スタッフの後方支援

村災害対策本部と連携し、スタッフの当番シフトの管理を行う。また、必要に応じて食料等の 確保を行う。

オ 外部との連絡窓口

外部から提供される情報や物資提供の申出を受け付ける。

カ 避難者からの意見・要望の受付

避難者と避難所代表組織との連絡調整・意見調整窓口として対応する。また、一人ひとりの避難者から要望や困りごと等を聴くため、避難者への声かけ、意見箱の設置、ミニ集会などにより、 避難所運営や生活環境に関する意見を聞きとり、避難所運営会議で報告する。

キ 避難所日誌の作成

【広報班】

ポイント

- ・村災害対策本部などから、地域の被災状況や支援に関する情報を収集しましょう。
- ・収集した情報を整理した上で、多様な手段を用いて避難者へ情報提供しましょう。
- ・高齢者や障がいのある人、外国人等、多様な特性に配慮した手段で情報提供しましょう。
- ・車中泊避難者や在宅避難者にも情報が行きわたるよう、情報伝達を工夫しましょう。

ア 情報収集

村災害対策本部などから、避難所周辺地域の被災状況や復旧状況、支援に関する情報を収集する。

※収集した情報には、必ず時刻・情報元を記録する。

イ 多様な手段による避難者等への情報提供

収集した情報を整理し、掲示板・回覧板・施設内放送等多様な手段を用いて、避難者へ適宜周 知 する。

ウ 要配慮者や在宅避難者等にも配慮した情報提供

障がいのある人や外国人等に対しては、その多様な特性に配慮した手段で情報提供を行う。また、自宅や車中で避難生活を送る人へも情報が行きわたるよう、村災害対策本部と役割分担を確認の上、必要に応じて対応する。

・要配慮者への対応(例)

- ・視覚障がいのある人 → 声かけ
- ・聴覚障がいのある人 → 手話や筆談、資料の配布
- ・外国人 → 多言語ツールの活用やイラスト、ジェスチャー

・車中泊避難者、在宅避難者への対応(例)

- ・屋外掲示板への掲示、資料の配布、個別の電話連絡等
- ・食料の配布ルールの周知(個別配布か避難所に取りに来てもらうか)

エ マスコミへの対応

村災害対策本部と相談し、マスコミからの取材や、外部からの問合せ、避難者への電話の取り 次ぎに対し、窓口として対応する。

(マスコミへの対応方針の例)

- ・必ず受付を行い、避難者のプライバシーに配慮した取材を促す。
- ・取材、撮影には必ず立ち会うこととし、避難者が同意した場合のみ取材、撮影を可とする。
- ・撮影可能エリアを定めておく。
- ・マスコミであることがわかるよう、名札や腕章の着用を求める。

【管理班】

ポイント

- ・避難者名簿を作成し、避難者を把握するとともに入退所を管理しましょう。
- ・施設の見回り、利用管理のルールの周知徹底を図りましょう。
- ・郵便物・宅配物の避難者への取次ぎを行いましょう。

ア 避難者名簿の作成

- ・避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、避難者名簿を作成する。避難者名簿の記載 内容は個人情報であることから、取扱い・保管には厳重に注意する。
- ・必要に応じて、村災害対策本部へ人数を報告する。

イ 退所者・入所者の管理

- ・退所者の情報を管理し、空きスペースを把握する。
- ・入所する人がいる場合、空いているスペースを確認して居住スペースを割付ける。
- ・外泊者がいる場合、外泊者の把握を行う。

ウ 安否確認への対応

作成した名簿に基づいて本人同意を確認・対応し、部外者が避難所内にむやみに立ち入ること を規制する。

エ 訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理

避難者への訪問者(避難者への面会)、マスコミ等部外者の出入りを管理する。

- ・日中は避難所の受付で出入りをチェックし、夜間は入口を原則閉鎖する。
- ・面会場所は別途確保し、避難者の居住スペース等には立ち入らないようにする。

オ 避難所敷地内車中泊避難者の管理

事情により避難所敷地内車中泊避難を行う者の名簿を作成する。

カ 施設の見回りや生活のルール、管理のルールの決定・周知

- ・施設や設備について、定期的に確認し、新たに発生した危険個所については、立入禁止にし、 必要に応じて、村災害対策本部への連絡や支援要請を行う。
- ・女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に一人で行かないよう注意喚起するとともに、定期的な巡回で防犯・防火に努める。(女子トイレの各個室、女子更衣室に防犯ブザーを設置する。)
- ・生活ルール、管理のルール決定と周知徹底を図る。

キ 郵便・宅配便等の取次ぎ

- ・郵便等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらう
- ・避難者の人数が多い場合などには、郵便物を受付で保管するが、その際は、受付票を作成する。
- ・電話での問合せへの対応(問合せ受付票を作成)

【衛生班】

ポイント

- ・感染症予防(手洗い、消毒等の励行)やエコノミークラス症候群の予防活動 (体操等の励行)を行いましょう。
- ・必要な衛生用品を手配しましょう。
- ・避難所の衛生環境の維持に関して、ルールの周知徹底を図りましょう。

アトイレに関すること

- ・手洗い場へ石けんや手指消毒用アルコールを設置する。
- ・トイレ掃除(当番については、下記ウ参照)の確認を行う。
- ・トイレットペーパー等の在庫状況を把握し、早めに物資班に依頼し確保する。
- ・トイレと居住スペースの 2 足制を導入し、スリッパの用意や避難者への周知を行う。

既設トイレが使用不能な場合

- ・トイレに不具合が生じ使用不能の場合は、「使用禁止」の貼り紙をし、トイレ処理セットの使用を避難者に伝える。
- ・使用済みトイレ処理袋を捨てるゴミ袋を設置する。
- ・断水が原因で使用できない水洗(簡易)トイレ用に流し水を確保する(プール・河川・ため 池・井戸水など)。

イ ゴミに関すること

- ・避難所敷地内の屋外にゴミ集積場を設置する。
- ・避難所からのゴミの出し方(分別)のルールを避難者に徹底させる。
- ・ゴミの収集について、総務部を通じ村災害対策本部と調整する。

ウ 掃除に関すること

- ・共有部分(トイレを含む)の掃除は、共同生活班を単位として当番制を作り、交代で清掃を 実施する。
- ・居室部分の清掃は、毎日 1 回、清掃時間を設けて実施するよう呼びかけ、その際は換気を行う。

エ 衛生管理に関すること

- ・手洗い、手指消毒の励行を促す。
- ・定期的に換気を行う。
- ・歯磨きとうがいの励行を促す。
- ・食品や食器の衛生管理を促す。(必要に応じ、配布した弁当類を時間ごとに回収する)
- ・衛生害虫の駆除を行う。防疫用薬剤等は総務班を通じ村災害対策本部へ要請する。
- ・マスクや石けん、消毒薬等、感染症予防のために必要なものは、適宜、物資班に依頼し確保する。

オ エコノミークラス症候群・認知症の予防

- ・車中泊者を含め、予防を促す。
- ・救護・福祉班と連携し、時間を決め、体操・避難所内歩行の促し等を行う。

カ ペットに関すること

- ・原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- ・ペット用エリアを決定し、ルールを定め、周知する。

キ 風呂に関すること

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置されない場合

・もらい湯を食料班・物資班と調整して用意し、避難者に奨励する。

・村内の温泉施設等の状況を把握し、利用を依頼する。

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合

- ・男女別に利用時間を設定する。
- ・当番を決めて交代で清掃を行う。

【救護・福祉班】

ポイント

- ・医療や介護等の専門知識や実務経験がある者を配置することが望まれます。
- ・定期的に、全ての避難者の心身の健康状態を確認しましょう。
- ・配慮を要する人については、本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって配慮 に努め、必要に応じて、地域で専門の資格や技能を持った人(看護師、介護士、手話通訳 者、外国語通訳者など)に協力を依頼しましょう。

ア 医療機関の開設状況の把握

村内の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。

イ 傷病者への対応

避難所内で傷病者、体調不良者が発生した場合、その状況に応じて、避難所内での応急手当や、 救急搬送の手配を行う。

※緊急性が高い場合には、村災害対策本部に連絡し、速やかに119番通報や救命措置を行い、 並行して避難所内の医師や看護師等の有資格者または救急法受講済者へ協力の呼びかけを行う。

ウ 要配慮者への対応

- ・本人への声かけ、家族等支援者からの聞き取りによって、定期的に健康状況や困っている状況等を確認する。
- ・必要に応じて、総務班を通じ、村災害対策本部に専門職員や専門ボランティア派遣を要請す る。
- ・各班の業務について、要配慮者に関する助言等を行う。

エ 避難者の健康状態の確認

- ・持病のある人など医療を必要とする可能性が高い人、通常使用している薬の残数が少ない人 を把握し、薬剤の供給について総務班を通じ、村災害対策本部に要請する。
- ・避難者の健康状態の確認を行い、保健師等の避難所巡回の際に伝達する。

(健康観察のポイント (例))

□外傷があるか	□眠れているか	□食事・水分摂取は十分か
□咳・熱・下痢などの症状はないか	□話し相手はいるか	□トイレに行けているか
□脱水の兆候(□湯 □屋・皮膚の剤	ケ慢 尿量の減少など) は	たしょか

オ 災害派遣福祉チーム等の受入れ

村災害対策本部と調整を図りながら、専門チームの受入スケジュールを把握し、必要に応じて 避難者等へ周知する。また、衛生班と連携し、特に配慮が必要な人が専門チームによるケア等を 受けられるよう調整等を行う。

【食料・給水班】

ポイント

・食料や飲料水の調達・提供、炊き出しの提供を行いましょう。

ア 食料や飲料水の調達・提供

- ・管理班・物資班と連携して食料等のニーズを把握し、将来的な予測をたて、総務班を通じ村 災害対策本部へ提供を要請する。
- ・避難所のみならず、周辺の自宅避難者、自主避難所への避難者、車中泊避難者等への提供も 考えられるため、提供ルールを決め、公平な提供に努める。
- ・必要に応じ、車中泊避難者等の中からも食料班の班員を選抜してもらう。
- ・救護・福祉班と連携して、食事に配慮が必要な人(疾病、食物アレルギー、乳幼児、高齢者 等)を把握し、対応する食材の調達・提供を行う。
- ・状況に応じ、配送を待たず、物資集積所へ受取に行く等、できる限りの自助、共助に努める。

イ 炊き出しの実施

- ・防火対策を講じた上で、避難者全員で協力し合い、炊き出しを行う。
- ・食べ残しの処理など、衛生管理に気をつける。

(衛生管理上の注意事項)

- ・食器は使い捨て
- ・食べ残しは、その日のうちに廃棄
- ・保管場所の管理や整理整頓
- ・手洗いの徹底(トイレの後、食べる前、調理の前)
- ・衛生的な調理に配慮する(使い捨て手袋の着用、十分な加熱調理など)。
- ・調理する人の健康チェックを実施し、体調不良の人は調理をしない。

【物資班】

ポイント

・生活物資等の調達・管理、避難者への提供を行いましょう。

ア 生活物資等の調達・管理

- ・管理班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。
- ・状況に応じ、配送を待たず、物資集積所へ受取に行く等、できる限りの自助、共助に努める。
- ・状況が落ち着いてきたら、各班と連携して避難者のニーズを把握し、総務班を通じ村災害対 策本部へ要請する。

・物資の要請は、将来的な予測をたてて行う。

イ 避難者への提供

- ・避難所のみならず、周辺の自宅避難者、自主避難所への避難者、車中泊避難者等への提供も 考えられるため、提供ルールを決め、公平な提供に努める。
- ・女性等への配慮等が必要な場合には、女性スタッフが配布をしたり、女性専用のスペースに あらかじめ置いておくようにする。

【ボランティア班】

ポイント

・避難者にボランティアのニーズがある場合は、そのマッチングを行います。

ア ボランティアへのニーズの把握・受付

- ・ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、運営会議で検討する。
- ・相談受付や聞き取りにより、ボランティアへのニーズを把握する。

(ボランティアへのニーズ (例))

- ・高齢者、障がいのある人への避難生活支援(配膳、介護、トイレなどの補助用務)
- ・避難所内外における水や食料・物資の運搬や配布補助
- ・がれきの撤去等、避難者の自宅整理(軽作業で危険を伴わないもの)

イ ボランティアの要請

ニーズに応じて、総務班を通じ村災害対策本部に支援を要請する。

ウ ボランティアの受入れ

- ・避難所にボランティアの受入れ窓口を設置する。
- ・避難所に直接訪ねてきたボランティアには、村の受入れ窓口でボランティア登録をしてもら う。

安全確認リストチェック表 (基本版)

災害発生後、施設の破損状況を下記のチェックリストを参考にして目視により点検する。 各地区の現状に沿った事項を適宜追加して使用してください。

避難所名: 確認者: 実施日時:

	点検項目	確認内容	ある・ない	該当する場合の対処・応急対応等			
	施設全体						
				Later and an a			
1	建物(傾斜・沈下)	傾いている。沈下している。	ある・ない	建物から退去			
	74 de (1511 to 15,15)	傾いているように感じる。	ある・ない	要注意			
	建物(倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数	ある・ない	建物から退去 			
		あり。コンクリートの剥離も激					
		しく鉄筋がかなり露出してい					
2		る。壁の向こう側が透けて見え -					
2		る。					
		 斜めや X 字状のひび割れがある	ある・ない	要注意			
		が、コンクリートの剥離はわず		XII.			
		かである。					
	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方	ある・ない	建物から退去			
		向に傾いている。					
		周辺地盤が大きく陥没または隆	ある・ない	建物から退去			
3		起している。					
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の	ある・ない	要注意			
		地割れがあるが、施設への影響					
		はないと考えられる。					
		施設内部					
	床	傾いている。または陥没してい	ある・ない	立入禁止			
1		る。					
1		フロア等床材に損傷がみられ	ある・ない	要注意/要修理			
		る。					
	壁・天井材	間仕切り壁に損傷がみられる。	ある・ない	要注意/要修理			
2		天井材が落下している。	ある・ない	立入禁止			
		天井材のズレがみられる。	ある・ない	要注意			
	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数	ある・ない	立入禁止			
		あり。コンクリートの剥離も激					
		しく鉄筋がかなり露出してい					
		る。壁の向こう側が透けて見え					
3		る。					
			なて、たい	占捻继结			
		斜めや X 字状のひび割れがある が、コンクリートの剥離はわず	ある・ない	点検継続			
		か、コングリートの刺離はわり					
		N- (a) a o					

中・窓ガラス 日器具・吊り器具 早・器具 車の河川・水路 乗り	ドアが外れている。または変形している。 窓枠が外れている。または変形している。 窓が割れている、またはひびがある 照明・吊り器具が落下している。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 書類等が散乱している。 ま大生が雨漏りしている。 天井・壁が雨漏りしている。	ある・ない ある・ない ある・な・ない あるる・る。 あるる・ない	要注意/要修理
月器具・吊り器具 ・ 器具 ・ 器具 ・ 器具 ・ の河川・水路 弱り	窓枠が外れている。または変形している。 窓が割れている、またはひびがある 照明・吊り器具が落下している。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ないある・ないある・ないある・ないある・ない	要注意/要修理 要注意/要修理 要注意/要修理 要注意/要修理
月器具・吊り器具 ・ 器具 ・ 器具 ・ 器具 ・ の河川・水路 弱り	している。 窓が割れている、またはひびがある 照明・吊り器具が落下している。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ないある・ないある・ないある・ないある・ない	要注意/要修理 要注意/要修理 要注意/要修理 要注意/要修理
具・器具 国の河川・水路 弱り	窓が割れている、またはひびがある 照明・吊り器具が落下している。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ないある・ないある・ない	要注意/要修理 要注意/要修理 要注意/要修理/要固定
具・器具 国の河川・水路 弱り	ある 照明・吊り器具が落下している。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ないある・ないある・ない	要注意/要修理 要注意/要修理 要注意/要修理/要固定
具・器具 国の河川・水路 弱り	照明・吊り器具が落下している。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ないある・ない	要注意/要修理/要固定
具・器具 国の河川・水路 弱り	る。 照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ないある・ない	要注意/要修理/要固定
困の河川・水路 弱り	照明・吊り器具のずれが見られる。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ない	要注意/要修理/要固定
困の河川・水路 弱り	る。 家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ないある・ない	要注意/要修理/要固定
困の河川・水路 弱り	家具等が散乱している。 書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ない	
困の河川・水路 弱り	書類等が散乱している。 風水害時 越水している。決壊している。	ある・ない	
弱り	風水害時 越水している。決壊している。		要注意/要復旧
弱り	越水している。決壊している。	*フ・**	
弱り		* フ・ ナ)、	
	天井・壁が雨漏りしている。	ある・ない	建物から退去 立入禁止
K		ある・ない	要注意/要修理 立入禁止
	床下浸水している。	ある・ない	要注意/要修理
	床上浸水している。	ある・ない	建物から退去 立入禁止
	設備等		
כ	外部からの電力供給が停止して	ある・ない	代替手段の確保/要復旧
	いる(商用電源の途絶)。		
			⇒ 発電機等の確認
火道		ある・ない	代替手段の確保/要復旧
k道・トイレ			使用中止/代替手段の確保/要復旧
ζ		ある・ない	立入禁止/要復旧
			要復旧
言・電話	停止している。 	ある・ない	代替手段の確保/要復旧
			⇒ 災害時特設公衆電話の確認
	特記事項		
~	道・トイレ	照明が消えている。	照明が消えている。 ある・ない (を注

避難所開設チェックリスト

避難所名: 確認者: 実施日時:

	チェック事項	確認	備考
1	建物の安全確認		
	建物は傾いていないか、大きなひび割れはない。 天井の修理、ずれはないか、落下の危険はないか。 火災は発生していないか。 ガスは漏れていないか。 窓ガラスなど危険な落下物はないか。 自動車の乗り入れ規制はしたか。		
2	避難者受け入れスペースの確保		
	避難所開設協議事項に基づき、安全な部屋を確保し、誘 導する。		
	室内の倒壊物などは、避難者と協力して片付ける。 使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。		
3	避難所本部の設置		
	施設管理者と業務場所の安全を確認する。		
4	ライフラインの確認		
	電気は使用できるか。 電話、FAX は使用できるか。 放送設備は使用できるか。 上下水は使用できるか。 下水道、トイレが使えるか。 避難者からの情報収集は十分にできたか。		
5	災害対策本部への報告		
	電話、FAX、伝令等の手段を用いて災害対策本部へ連絡 する。		
6	避難者の登録		
	避難者は世帯ごとに避難者カードにを記入したか。		

	チェック事項	確認	備考
7	避難者への説明		
	冷静な態度で分かりやすく説明できたか。 避難所での生活ルールを作成、掲示したか。 トイレの使用場所を説明したか。 ゴミ捨て場所を説明したか。 火器の使用について注意を説明したか。 避難者カード未提出者に提出の依頼をしたか。 避難者のスペースは早いもの勝ちではないことを周知 する。		
8	備蓄品の確認		
	貯水設備の確認をする。 食料、毛布、備蓄品等の確認をする。		
9	要請事項等の整理		
	災害対策本部への要請事項を整理する。		
10	ペット飼育場所の確認		
	ペット飼育場の確保をする。		

避難者名簿

避難所名:

受付 番号	入所日	入所時間	氏名 (世帯主に◎)	健康状態 体温等	要配慮者	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						